

令和8年度

長久手市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

実施事業者募集案内

令和8年1月

長久手市 子ども部 子ども未来課

1 募集概要

本市では、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間まで利用できる新たな通園給付である、乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）、（以下「本事業」という。）を令和8年4月1日以降に実施する事業者を募集します。

2 応募要件

長久手市乳児等通園支援事業の認可の手続等に関する要綱（以下「認可要綱」という。）第2条及び長久手市乳児等通園支援事業の確認の手続等に関する要綱（以下「確認要綱」という。）第2条の規定をそれぞれ満たすもの。

3 事業概要

（1）対象となる子ども

児童福祉法施行規則第1条の32の10に規定する、乳児又は幼児であって満3歳未満（3歳の誕生日の前々日まで）のもの。（次のア又はイに掲げるものは除く。）

ア 出生の日から6か月を経過しない乳児

イ 次の（ア）、（イ）若しくは（エ）に掲げる施設に入所し、又は次の（ウ）に掲げる事業による保育を受けている出生の日から6か月を経過した乳児又は幼児であって満3歳未満（3歳の誕生日の前々日まで）の者

（ア）保育所

（イ）認定こども園

（ウ）家庭的保育事業等

（エ）子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213）第1条に定める施設

（2）事業区分

ア 一般型乳児等通園支援事業

保育所等施設定員とは別に定員を設け、在園児と合同又は専用室を設けて受入れを行う方法

イ 余裕活用型乳児等通園支援事業

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）第25条に規定される施設又は事業所の空き定員の枠を活用して受入れを行う方法

（3）利用可能時間等

ア 子ども・子育て支援法の規定に基づく給付の上限に基づき、子ども一人あたり月10時間を本事業の利用可能時間の上限としてください。

イ 利用定員の範囲において利用の申し込みがあった場合には、利用乳幼児の受け入れをしてください。ただし、正当な理由により事業の提供が困難であると長久手市が判断した場合には、この限りではありません。

ウ 国が整備する「子ども誰でも通園制度総合支援システム」（以下「システム」

という。) により、予約管理（利用予約枠の設定、利用予約受付等）、データ管理（子どもの情報の記録等）、請求書発行（市町村へ請求書の発行等）等について各事業所で適切に実施し対応してください。

(4) 事業実施日時

事業実施日時は事業者で定めること。ただし、受け入れ時間は30分単位とし、下限は1時間とします。なお、事業者はあらかじめ優先予約枠（長久手市に居住する者が優先して予約できる枠）を設けてください。

(5) 利用料

現在、国で検討中であるため、国から詳細が示され次第、別途お知らせします。

(6) 障がい児、医療的ケア児及び配慮が必要なこども・家庭の受け入れ

障がい児、医療的ケア児及び配慮や支援が必要なこどもやその保護者などが当該事業を円滑に利用できるような受入体制の整備に努めてください。また、本事業利用中に配慮や支援などが必要であると確認した家庭等については、長久手市に報告するとともに、関係機関との連携等に努めてください。

(7) 設備、職員等の基準

認可要綱第2条及び確認要綱第2条の規定をそれぞれ満たしてください。

(8) キャンセル時の対応

各事業者で定め、保護者に確認の上、書面等で同意を得てください。なお、給付の対象となるのは、利用当日の午前0時以降にキャンセルとなった場合に限ることとし、この場合、キャンセルした時間は利用したものとみなし、当該キャンセルを行った利用者の利用可能時間から減算を行うことが必要となります。ただし、事業者都合でキャンセルとした場合は、減算を行う必要はありません。

※ こども誰でも通園制度の基礎資料等について、こども家庭庁HP（以下リンク先）に掲載されていますので、参考にしてください。

<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/daredemo-tsuen>

4 乳児等支援給付費の単価等

子ども・子育て支援法第30条の20第3項の規定に基づき、内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（いわゆる公定価格）により決定するため、国から詳細が示され次第、別途お知らせします。

なお、公定価格案については、令和7年12月19日開催「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会（第3回）」資料4（別紙のとおり）となりますので参考にしてください。

5 申請方法

認可要綱及び確認要綱に規定する必要書類を長久手市子ども未来課へ持参、郵送又はメールにて提出してください。なお、子ども未来課へ郵送又はメールで提出した場合は、その旨電話連絡をお願いします。（必要に応じて子ども未来課窓口へお

越しにいただき、確認させていただく場合があります。)

6 申請から認可通知等交付までのスケジュール

項目	日程等				
	令和7年度	令和8年度			
市へ事前相談	随時				
事業者から市へ必要書類を提出	令和8年1月末までに市へ提出	令和8年3月末までに市へ提出	令和8年6月末までに市へ提出	令和8年9月末までに市へ提出	令和8年12月末までに市へ提出
市による審査（現地確認等）	必要書類提出後～令和8年2月中旬めど	必要書類提出後～令和8年4月中旬めど	必要書類提出後～令和8年7月中旬めど	必要書類提出後～令和8年10月中旬めど	必要書類提出後～令和9年1月中旬めど
長久手市子ども・子育て会議（注1）（以下、「子子会議」という）における意見聴取	令和8年3月上～中旬	令和8年6月頃	令和8年9月頃	令和8年12月頃	令和9年3月頃
認可通知等交付	令和8年3月下旬	令和8年7月頃	令和8年10月頃	令和9年1月頃	令和9年3月頃

- ※ 円滑な審査等実施のため、可能な限り早めに市へ事前に相談ください。
- ※ 子子会議における意見聴取時に、申請者の出席を求める場合があります。
- ※ 上記内容は、あくまでも現時点での内容であり、今後変更となる場合があります。
(注1) 長久手市子ども・子育て会議とは、子ども・子育て支援法に基づいて市が設置する会議で、学識経験者や子どもの保護者、福祉、保健、医療及び教育に関する団体等の代表者から構成され、子ども・子育てに関する市の取り組みをより良くしていくため、子ども・子育てに関するさまざまなことについて、必要に応じて意見をいただく会議です。

7 審査基準等

児童福祉法第34条の15第3項の規定等に基づき、本事業を行うために必要な経済的基礎の有無、社会的信望の有無、認可要綱及び確認要綱への適合状況等について審査を行い、子子会議にて意見聴取をした後に決定します。

8 その他留意事項

- (1) 提出された書類は、外部への公表等必要な場合、市が無償で使用できるものとします。また、第三者からの情報公開請求等により開示する場合があります。
- (2) 本事業の実施にあたっては、本募集案内に記載するもののほか、認可要綱、確認要綱、関係法令等を遵守してください。
- (3) こども家庭庁ホームページ（以下リンク先）にて、こども誰でも通園制度に関する最新情報（実施に関する手引きやQ&A等）が掲載されていますので参考にしてください。
<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/daredemo-tsuen>
- (4) こども誰でも通園制度に関する疑問点や不明点などありましたら、子ども未来課まで問合せください。

9 問合せ・申込先

〒480-1196

愛知県長久手市岩作城の内60番地1
長久手市役所子ども部子ども未来課保育係
電話：0561-56-0615
電子メール：kosodate@nagakute.aichi.jp

こども誰でも通園制度の 本格実施に向けた検討会（第3回）
令和7年12月19日（金）

資料4

こどもまんが
こども家庭庁

公定価格について

基本分単価

こども一人1時間当たり 0歳児：1,700円 1・2歳児：1,400円

※利用料標準：300円

加算分単価

こども誰でも通園制度により、こどもを受け入れた際の単価に加え、以下の加算を行う。

1 障害児加算（1時間当たり単価600円）【充実】

障害児を受け入れた場合に加算。

2 医療的ケア児加算（1時間当たり単価2,500円）【充実】

看護師等を配置したうえで、医療的ケア児を受け入れた場合に加算。

3 要支援家庭のこども加算（1時間当たり単価600円）【充実】

要支援家庭のこどもを受け入れた場合に加算。必要に応じて、関係機関との連携、情報共有等を行う。

4 初回対応加算（1回当たり単価 0歳児：1,700円、1・2歳児：1,400円）【新設】

事前面談（制度の意義や利用に当たっての基本事項の伝達、子どもの特徴の把握などを行う）及び事後面談（子どもの様子のフィードバック）を実施した場合に加算。面談記録を残すことを求める。

事前面談：30分以上実施（制度の意義や基本事項の伝達を集合形式で行う場合は、別途、個別に15分以上実施）

事後面談：10分以上実施

なお、前回の利用から、半年以上、期間が空いた場合も同様の対応を行うことで、加算の対象とする。

5 生活困窮家庭等負担軽減加算（1時間当たり単価 生活保護世帯：300円上限、市町村民税所得割合算額77,101円未満である場合、要支援家庭である場合：200円上限）【新設】

市町村が認めた家庭のこどもが利用する場合に、事業所において利用料の減額を行った場合に加算。

6 賃借料加算（1時間当たり単価200円（賃貸借契約金額が上限））【新設】

賃貸物件において、実施する場合に加算（賃貸借契約上、毎月支払う額を上限）。

7 特別地域加算（1時間当たり単価300円）【新設】

離島や山村地域等の要件に合致する地域に所在する事業所において、こどもを受け入れた場合に加算。

8 保護者支援面談加算（1回当たり単価1,400円）【新設】

利用している子どもの様子を伝えるとともに、保護者が抱える子育ての悩みや不安等育児に関する相談に対応する面談を30分以上実施した場合に加算。面談記録を残すことを求める。